

長野市監査委員告示第11号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成19年7月26日

長野市監査委員	小	林	昭	人
同	高	波	謙	二
同	松	木	茂	盛
同	平	瀬	忠	義

措置の通知書

平成 18 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(結果)</p> <p>Ⅲ. 固定資産税に関する監査の結果と意見</p> <p>3. 土地に関する固定資産税課税事務 (報告書 33 ページ)</p> <p>地方税法第 348 条第 2 項各号に、固定資産が供されている用途の特質にかんがみ非課税とされるものが規定されている。</p> <p>たとえば、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、病院等の本来の用に供される固定資産である。これを用途非課税又は物的非課税という。この固定資産がその目的以外に転用された場合は課税となるため、用途非課税物件に対し、市は定期的な現状調査、具体的には費用対効果を考慮した上でサンプリング又はローテーションによる調査をすることを検討すべきである。</p> <p>4. 建物についての課税事務 (報告書 38 ページ)</p> <p>建物について課税漏れが発見された場合、市税条例及び地方税法に準拠し、遡及課税をすべきである。</p> <p>5. 償却資産に対する課税事務 (報告書 45 ページ)</p> <p>(ア) 現状の調査は一巡するのに 10 年間位を要しているが税の時効(5年)を考えて、5年間で市内を一巡する方法に改善すべきである。</p> <p>(イ) 合併町村分の調査で申告漏れを発見した場合、現在合併時点以後の分についてのみ修正を求めているが、旧町村時代分も含めて原則どおり遡及課税をすべきである。</p>	<p>土地の用途非課税物件に該当するものについては、データの抽出を行った。今後、「住宅地図の利用」「航空写真の利用」による絞込みを行ったうえで順次、現地調査を実施する。 (資産税課)</p> <p>固定資産税課税客体「家屋」調査事業／実地調査実施計画において、建物の遡及課税を行わない部分を、遡及課税を行うことに改めた。 (資産税課)</p> <p>調査対象を抽出し、効果的な実地調査を行う。 (資産税課)</p> <p>過去のデータが未整備のため、遡及課税が困難となっているが、納税者の協力を得て実施する。 (資産税課)</p>

措置の通知書

平成 18 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>7. 非課税事務 (報告書 48 ページ)</p> <p>物的非課税の建物等については、本人より非課税申告書の提出があり、その使用状況を確認した上、非課税決定通知書の発送をもって確定するものであるから、手続きに漏れがないよう改善すべきである。</p> <p>12. 土地価格等縦覧制度と不服申立制度 (報告書 53 ページ)</p> <p>市は土地価格等縦覧制度の関係で、不利益変更の禁止の原則の趣旨について再確認を行い、少なくとも、市民にそのような疑いを持たれることがないように、細心の注意で業務を行うよう改善が望まれる。</p> <p>IV 収納に関する監査の結果と意見</p> <p>③納税の緩和措置 (ア) 執行停止手続の承認について (報告書 83 ページ)</p> <p>滞納処分の執行停止について、抽出した 42 件のうち 1 件について、決裁権限の誤りが発見された。滞納処分後即時消滅のケースでは、不納欠損処分であるから、本来部長決裁でなければならないが、これを課長決裁で行っていた。</p> <p>執行停止後即時消滅などの不納欠損処分は、市税の債権を消滅させる行為であるので、決裁権限の遵守は重要である。決議書の下にケースごとの決裁権限を記載するなどして、誤りのないよう処理する必要がある。</p>	<p>非課税申告の必要な建物等については、事務手続きに従って行うように徹底をした。 (資産税課)</p> <p>価格の決定及び修正は、地方税法第 410 条、第 417 条に基づき実施しているが、納税者からの問い合わせ等については、より一層親切、丁寧に行うように徹底をした。 (資産税課)</p> <p>執行停止手続については、滞納整理用システムでの処理後、帳票出力し決裁を行っている。この決裁欄における決裁区分の表示が十分でなかったことから、今後は決裁区分を明確にするため、平成 19 年度に実施する税制改正に伴うシステム改修にあわせ、出力帳票への決裁欄の追加と決裁区分を表示することとした。 (収納課)</p>